

第7期智頭町障がい福祉計画

1 計画の目的及び特徴

「智頭町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保を計画的に推進することを目的に策定します。

第7期計画では、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第6期計画の実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービスや相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や地域生活支援事業の提供体制を明らかにするものです。

2 計画期間中の状況推移

【障害者手帳所持者の状況】

区分	手帳所持者数	18歳未満の所持者数	18～64歳の所持者数	65歳以上の所持者数
	3障害全体に対する割合	障がい種別に対する割合	障がい種別に対する割合	障がい種別に対する割合
身体障がい者	344人	2人	50人	292人
	60.78%	0.58%	14.53%	84.88%
知的障がい者	117人	8人	70人	39人
	20.67%	6.84%	59.83%	33.33%
精神障がい者	105人	1人	66人	38人
	18.55%	0.95%	62.86%	36.19%
合計	566人	11人	186人	369人
	100.00%	1.94%	32.86%	65.19%

(令和8年3月31日見込)

※各障がい者の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

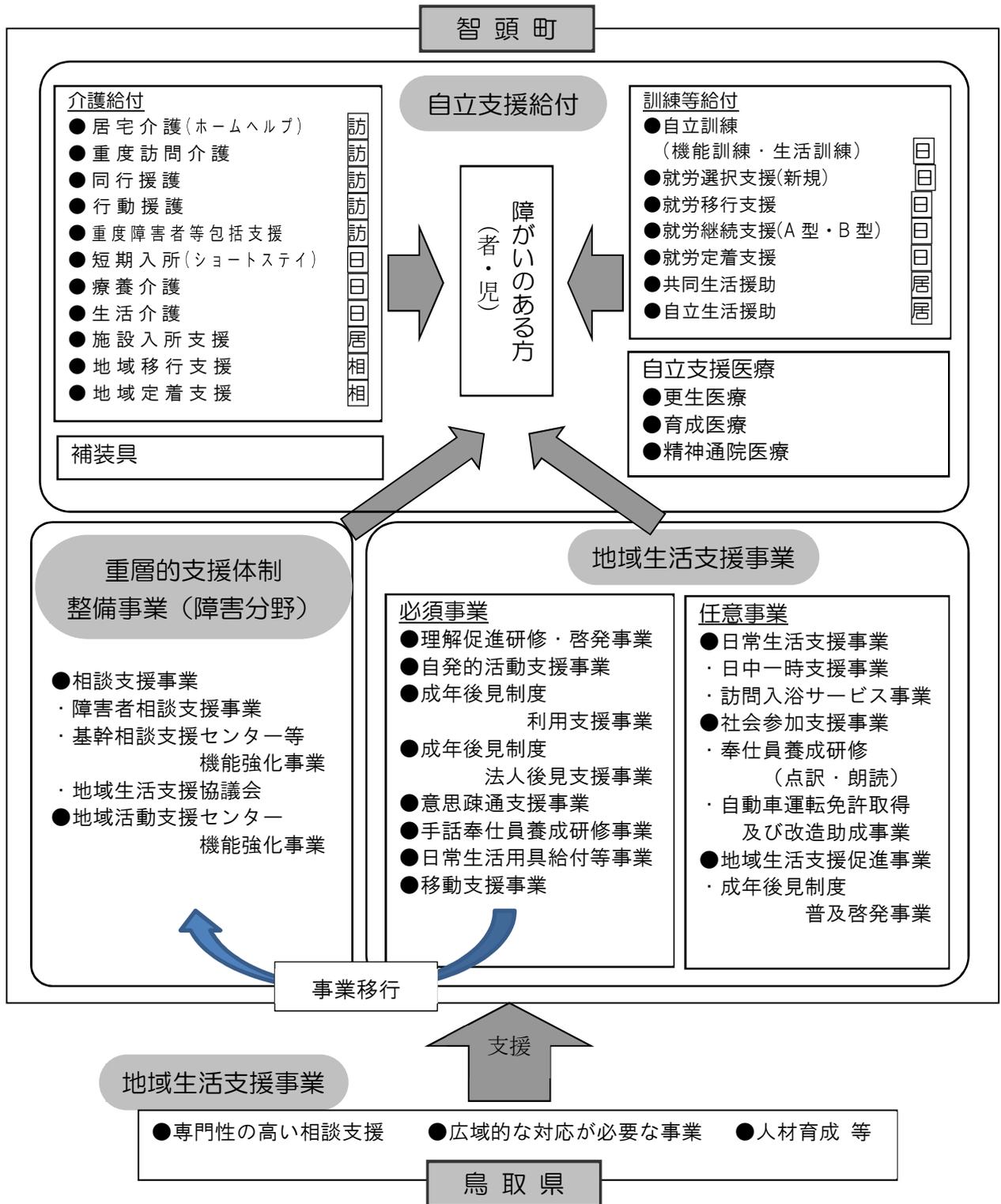
※現在障害者所持者の3年後の年齢を基に作成した見込であり、令和6年度以降の新規取得等による増加や死亡等による減小については含んでいません。

●新規取得を含む増減等の見込の算出が困難であるため、あくまで現状の所持状況に基づき3年間が経過した場合の見込であり、3年後の状況を推測する資料としての信頼性が低くはありますが、参考資料として掲載します。

3 障害福祉サービスの体系

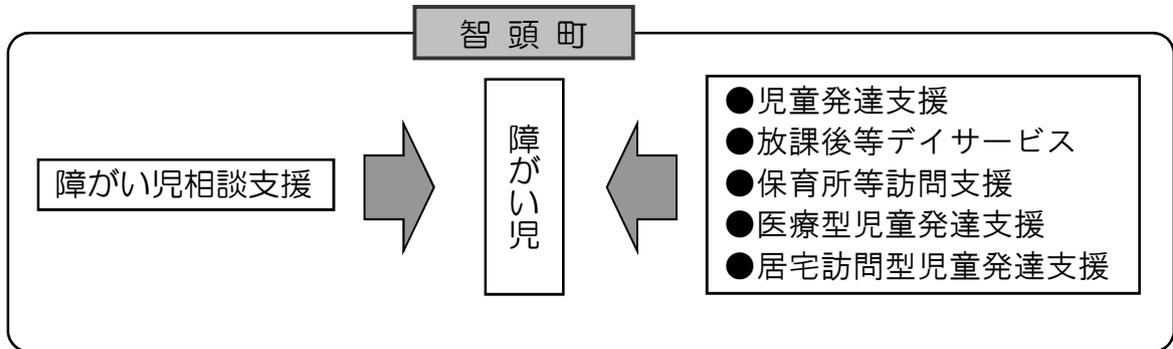
(1) 障害者総合支援法に基づく事業

障害者総合支援法（地域生活支援事業）に基づく総合的な自立支援システムの全体像は、次のとおりです。なお、国の制度改正に伴い地域生活支援事業から重層的支援体制整備事業へと財源が移行した事業がございますが、事業内容を定めた根拠法は変更が無い為引き続き本項に記載します。



(2) 児童福祉法に基づく事業

児童福祉法による事業の全体像は、次のとおりです。



4 第7期障がい福祉計画の数値目標

(1) 令和8年度の数値目標の設定

本町では、国の指針に基づき、福祉施設から入所者の地域生活へ移行促進、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点、福祉施設から一般就労への移行促進を進めるため、本町の実情を勘案し、現状分析に基づいて、令和8年度末の目標数値を設定します。

		実施状況 (令和4年度末時点)	目標値			
			実績 令和5年度末見込	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
①施設入所者の 地域生活の移行	地域移行者数	施設入所者 20人	1人	1人	0人	累計1人
	施設入所者の減		1人増	1人減	1人減	施設入所者 19人 累計2人減
②精神障がいにも対応した地域包括支援 ケアシステムの構築		—	—	—	—	—
③地域生活支援の充実		—	—	—	—	—
地域生活支援拠点の設置		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
地域生活支援拠点機能の充実のための 検証及び検討の場の開催		1回	1回	1回	1回	1回
強度行動障害を有する者に関する支 援ニーズの把握、支援体制の整備		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
④福祉施設から一般就労への移行		0人 (令和3年末)	2人	0人	0人	3人

第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

就労移行支援利用者からの移行	0人	0人	0人	0人	1人
就労継続A型からの移行	0人	0人	0人	0人	1人
就労継続B型からの移行	0人	2人	0人	0人	1人
就労定着支援事業利用者	0人	0人	0人	0人	1人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	—	—	—	—	25%
⑤相談支援体制の充実・強化等	—	—	—	—	—
基幹相談支援センターの設置	未設置	未設置	設置	設置	設置
〃 による専門的な指導・助言	無	無	1回	1回	1回
〃 による地域の人材育成の支援	無	無	2回	2回	2回
〃 による相談機関との連携強化の取組	無	無	6回	6回	6回
協議会による個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善	無	2回	2回	2回	2回
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	—	—	—	—	—
各種研修の活用	0人	0人	延べ2人	延べ2人	延べ2人
審査結果の共有実施	12回	12回	12回	12回	12回

(2) 数値目標設定の考え方

①施設入所者の福祉施設から地域移行への移行促進

国の指針では、「令和4年度末時点の施設入所者から6%以上が地域生活へ移行する」とともに「令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減する」ことを目標にすることとされています。それに対して、鳥取県が策定する鳥取県障がい福祉計画の第7期計画の目標設定においては、国の指針と鳥取県の現状に大きな乖離が生じている事を鑑みて（59人目標に対し8人の実績見込）、現実的に達成可能な数値を目標とする方針を打ち出しており、第6期実績から伸び率1.7（倍）を目標とする第7期累計21人の地域移行を目標とする予定です。

その上で本町の令和4年度末の施設入所者を見ると20人となっており、国の指針に基づけば、令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%削減という目標を満たすには、2人が地域生活へ移行することが必要になります。しかし、本町では鳥取県の目標値を踏まえ、県全体の地域移行目標で21人に対し鳥取県の人口に対する本町の人口比率1.1%をかけた0.23人を満たす1人の地域移行を目標とします。

施設入所者の削減については、令和4年度末の施設入所者20人から5%削減した人数19人を達成目標とし、令和5年度に利用者が1名増員しているため、施設入所者の2人減を目指します。

目標達成への具体的な指針としては、地域移行支援のサービスを利用して施設入所からグループホーム及び在宅へと移行することを目標とし、鳥取県東部圏域の他の自治体や鳥取市保健所とも協力して、今後入所施設や病院への地域移行支援の周知と協力をより強化していきます。

②精神障がいにも対応した地域包括支援ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進するために、令和8年度における目標値を定め、その達成のために取り組むことを定めています。

ですが、その中で精神障がい者の精神病棟からの退院後の地域における平均生活日数等を定めることとなっていますが、当該目標値の実績は鳥取県全体のものしか公表されておらず、本町の実績は把握することが出来無いため、鳥取県が策定中の鳥取県障がい福祉計画の目標値を準用することとし、独自の目標値の設定はしないものとします。

③地域生活支援の充実

本町では、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）を有する地域資源をつなぐコーディネーター機能を整備し、地域生活支援拠点機能の整備を直営で行っています。この拠点機能の検証及び検討を行う場を、障がい福祉計画の見直しと兼ねて年1度開催し、制度の周知及び改善に努めていきます。

また、本計画からの新たな目標として、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るために、各市町村又は圏域において支援ニーズの把握を行い、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。本町では東部圏域の市町と連携し、強度行動障がい児者の支援に関する県事業を活用して支援体制の整備に取り組みます。

④福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、「令和8年度中の一般就労への移行実績を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする」こととされています。そのうち、就労移行支援利用者については1.31倍以上、就労継続支援A型については1.29倍以上、就労継続支援B型については1.28倍以上を目指すこととされています。また、就労定着支援事業の利用者数については令和3年度実績の1.41倍以上とされています。

しかし、本町の令和3年度における一般就労への移行実績は0人のため、各事業とも目標値は0人以上ということになり過去との比較による目標値の算出はできません。そのため各事業の目標値を各1人とし、令和8年の数値目標は一般就労への移行実績が計3人、就労定着支援利用者が1人を目標としています。

また、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする」とい

第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

う目標もありますが、令和5年度現在では本町に就労定着支援事業所はありませんので、今後新規事業所が町内でサービスを行う際の指針として設定します。

加えて、一般就労にあたっての各サービスが上手く繋がるよう、一般就労に至った対象者に対しては、一般就労後3年間を目途に町から年に1度程度の定期連絡を行い、就労後の課題や不安に対してケアをし、同時に必要な支援に繋がるよう各関係機関と連携して支援していくこととします。

⑤相談支援体制の充実・強化等

この度新規で設けられた国の指針として、令和8年度末までに市町村または圏域において「総合的な相談支援・地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域作りの役割を担う基幹相談支援センターを設置する」ことがあります。

本町ではかねてより鳥取県東部圏域の4つの町共同で基幹相談支援センター設置に向けて取り組んでおり、優先交渉事業者の選定が令和5年11月に完了し、来る令和6年4月より運営を開始する予定です。

また、設置された基幹相談支援センターにより「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言」「人材育成の支援」「連携強化の取組」を実施することとされていますが、これらについても順次実施していく予定です。

また、新たに「協議会による個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善」も目標として定められておりますが、現在でも既に鳥取県東部圏域の市町と連携して取り組んでいるため、今後もそれを継続して実施して参ります。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する」ために「都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数」及び「障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数」についての見込を設定することで、体制の構築につなげます。

これらの点についてはこれまでも積極的に参加を行っており、民間の事業者の主催する法改正に関する制度勉強会等も含めて積極的に参加し、他自治体と審査に関する知識の共有も図っております。今後も都道府県や民間の事業者が開催する研修等について積極的に情報収集を行い参加していきます。

5 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 障害福祉サービスの概要

	サービス区分	サービス内容
介護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者等に、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする重度障がい者に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援を総合的に行います。
	同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者等に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供する等、必要な援助を行います。
	行動援護	行動に著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動支援等、必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、介護の程度が非常に高い人に、複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（福祉型）	自宅で介護をする人が病気の場合等に、短期間障害者支援施設等に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	短期入所（医療型）	自宅で介護をする人が病気の場合等に、短期間医療機関に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間・休日に入浴、排泄、食事の介助等を行います。
訓練 等 給 付	自立生活援助（新規）	施設を利用していた障がいのある人が単身生活を始めるにあたり、定期的に居宅訪問し、助言等の支援を行います。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	<u>就労選択支援（新規）</u>	働く力と意欲のある障害者に対して、適切なサービスに繋がるよう本人が働き方を考えるサポートを行い、次のステップへ繋ぐ支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業等での就職が困難な人で雇用契約に基づく就労が可能な人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就職が困難な人で雇用契約に結びつけない人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	

第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

	就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や自宅への訪問、来所により就労の継続を図ります。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活における相談や家事等の援助を行います。
計画相談支援		障害福祉サービス等の利用開始や継続の際に、障がいのある人の心身の状況、環境等を勘案し、サービス利用計画を作成します。
地域移行支援		障害者支援施設や精神科病院に入院している人の住居の確保、その他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援		自宅で一人暮らしをしている人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等の相談やその他支援を行います。

(1) 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

①訪問系サービス（介護給付）

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの充実を目指します。

【サービスの見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数/月	15人	15人	15人
	利用時間/月	200時間	200時間	200時間
重度訪問介護	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用時間/月	0時間	0時間	0時間
同行援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	5時間	5時間	5時間
行動援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	5時間	5時間	5時間
重度障害者等包括支援	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用時間/月	0時間	0時間	0時間

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 令和6年1月末現在、町内に居宅介護事業所は1事業所、重度訪問介護事業所は1事業所、行動援護事業所は1事業所あります。在宅生活を支える基本となる訪問系サービスについて、安定した運営が行えるよう、県を通して国に適正な報酬単価とするよう働きかけます。
- ホームヘルパーに対する講座・講習会等への受講を奨励し、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

②日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

I) 介護給付

常時介護を必要とする障がい者に対する施設での専門的なサービス、介護者が病気の場合等のように短期入所ができる場など、日中も安心して生活ができる介護サービスの充実を目指します。

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数/月	30人	30人	30人
	利用人数/月	600人日	600人日	600人日
療養介護	利用者数/月	1人	1人	1人
短期入所（福祉型）	利用者数/月	5人	5人	5人
	利用人数/月	10人日	10人日	10人日
短期入所（医療型）	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	20人日	20人日	20人日

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 令和6年1月末現在、町内に生活介護事業所は1か所、共生型生活介護事業所が1か所あります。また、東部圏域に短期入所事業所は15事業所あります。今後も利用者が見込まれることから、入所施設の空床利用など事業所の確保に努めます。
- 地域生活支援拠点の整備や共生型サービスなどを検討し、介護者の病気などの緊急時の受け入れ体制を強化します。

第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

II) 訓練等給付

生活や就労をするために訓練が必要な人に対して、機能訓練や生活訓練の場を提供するとともに、障がいのある人の働く場の確保に努めます。

【サービス見込量】

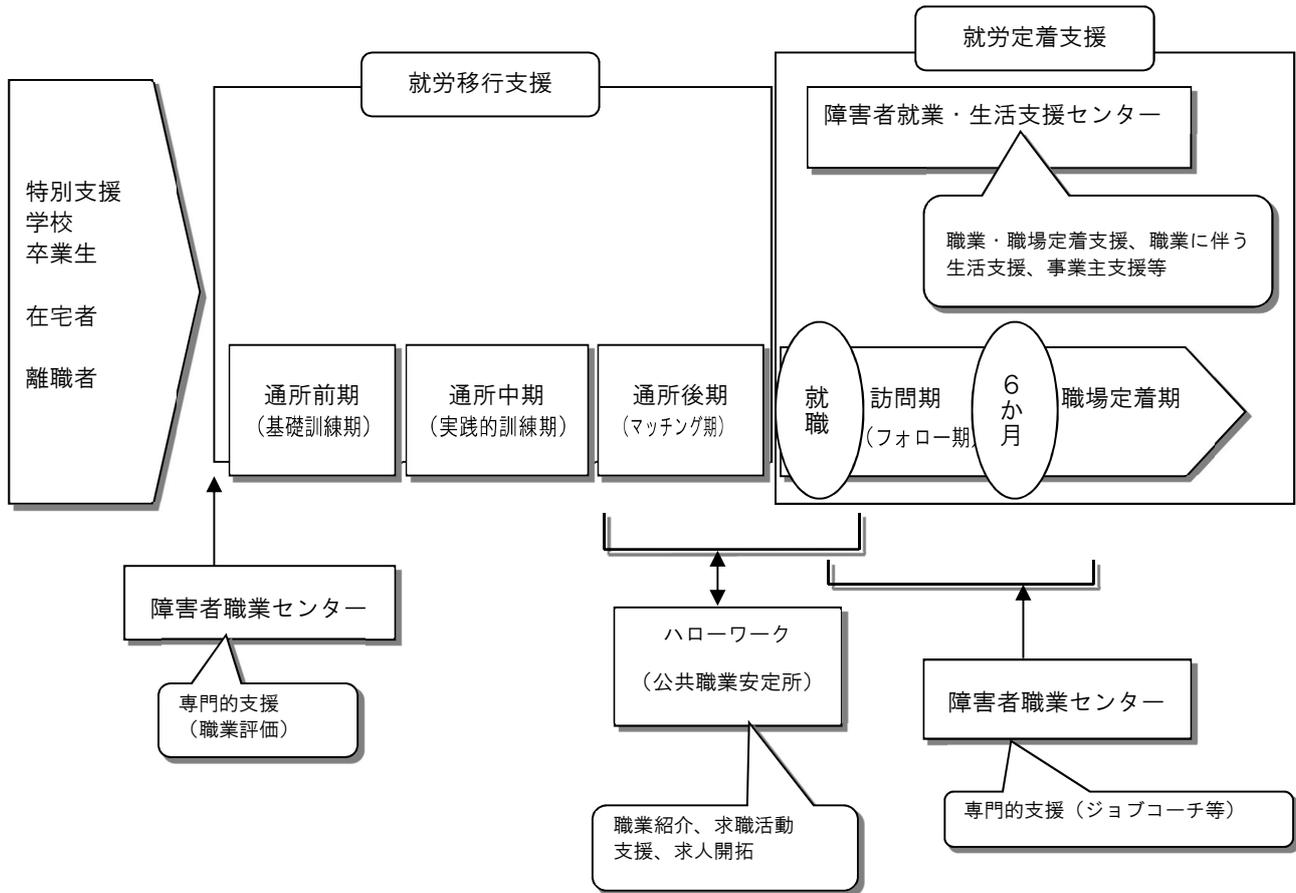
サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用人日/月	0人日	0人日	0人日
自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用人日/月	0人日	0人日	0人日
就労移行支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人日/月	10人日	10人日	10人日
就労選択支援（※）	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用人日/月	0人日	0人日	0人日
就労継続支援A型	利用者数/月	2人	2人	2人
	利用人日/月	46人日	46人日	46人日
就労継続支援B型	利用者数/月	77人	77人	77人
	利用人日/月	1,540人日	1,540人日	1,540人日
就労定着支援	利用者数/月	0人	0人	1人

※令和7年10月より新たに追加される予定のサービス

【見込量確保のための方策】

- 自立訓練（機能訓練）及び（生活訓練）については事業所自体がほとんど無く、智頭町ではこれまで利用実績がありません。現時点では利用の見込が立っていない状況です。
- 新規事業である就労選択支援については令和7年10月から開始見込ですが、現時点では事業所の開設見込自体が立っておらず、また新規事業の開始後数年は他の事業でも利用者が出ない傾向にあるため見込量には計上いたしません。
- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型への移行を積極的に支援し、見込量の確保を図ります。
- 障害者優先調達促進法に基づき、福祉施設で就労する障がい者の雇用の促進と収入の安定化を図るため、福祉施設からの優先的な物品・役務の調達に取り組みます。
- 事業者と情報交換をしながら、必要な人がサービスを受けられるように努めていきます。
- 職場の開拓（受入先の企業の増加）、職場での定着支援、地域の方々への障がいや障がいのある人に対する理解の啓発、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター「しらはま」などとの連携、地元企業への受け入れに対する啓発、事業所間の情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育、建設分野との連携を視野に入れ、就労支援体制を検討します。

【就労移行・定着支援事業と就労施策の連携イメージ】



第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

③居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、日中の地域生活への移行促進に努めるとともに、夜間において施設で安心して専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援充実を図ります。

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	18人	18人	18人
施設入所支援	利用者数/月	20人	19人	19人
自立生活援助	利用者数/月	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

- 令和6年1月末現在、町内にグループホームは2事業所あります。グループホームの確保について、地域・圏域の団体・法人等と連携し設置を支援します。また、広報活動や人権教育等を活用し、地域住民の理解を促進します。
- 施設入所支援受給者の受給者証更新時期等を活用し、ニーズの実態把握に努め、適切なサービスの提供に努めます。
- 障がい者の日常の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- 自立生活援助については、居宅において単身で生活される障がいのある方のニーズや事業者の動向を把握しながら、サービスにつながるよう支援していきます。

④計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

サービス等利用計画の作成や地域生活への移行を支援するなど、障がいのある人の地域生活を支援します。

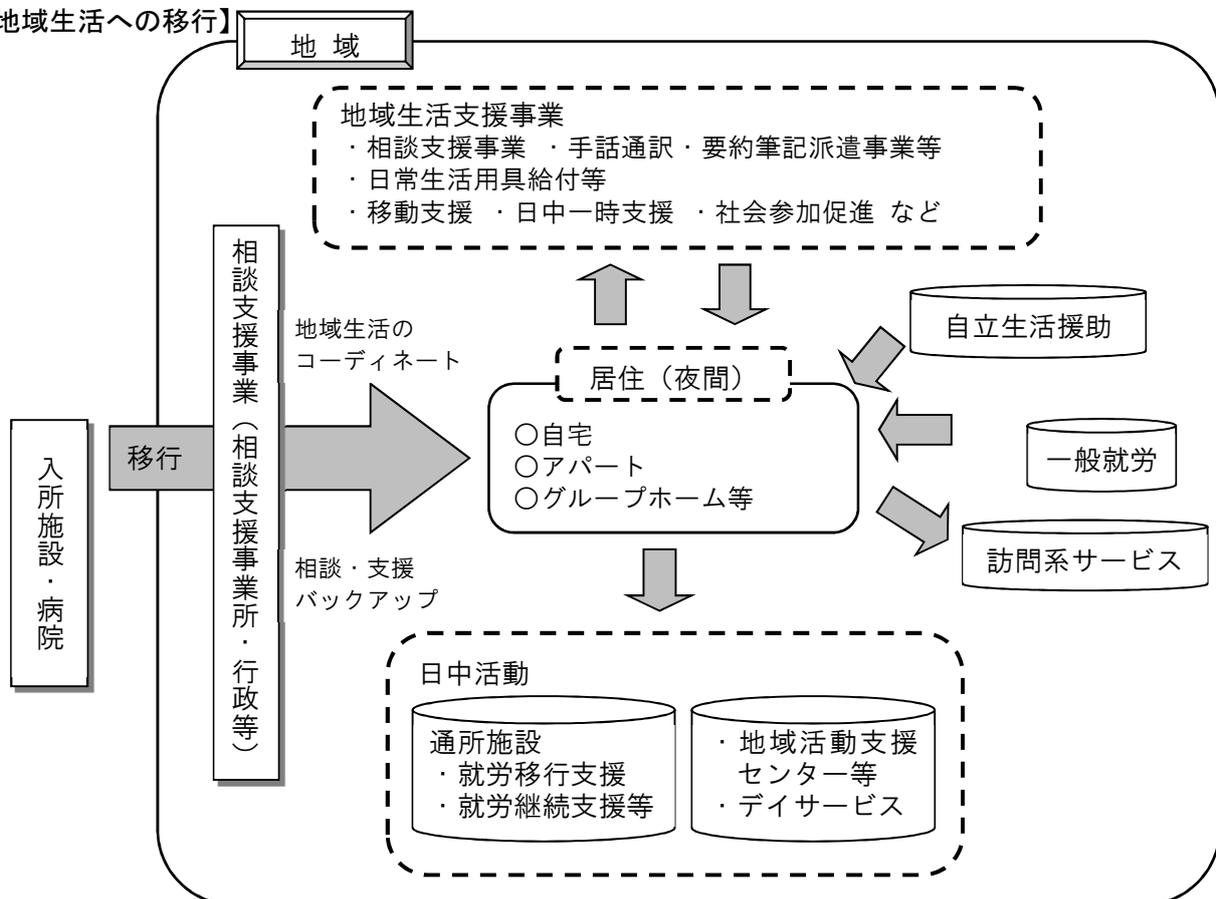
【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数/年	118人	118人	118人
地域移行支援	利用者数/月	1人	0人	0人
地域定着支援	利用者数/月	0人	1人	0人

【見込量確保のための方策】

- 本町では現在1事業所が計画相談事業を展開しています。新設する基幹相談支援センターとの連携を図り、相談支援事業所及び相談支援専門員の資質や技能の向上に努め、障がい者及びその家族等が地域で専門的な相談支援を受けることのできる体制の充実を図ります。
- 地域生活支援協議会を基盤としたネットワークを活用し、困難事例の検討や障害福祉サービスをどのように組み合わせるか等、地域生活のコーディネートを行います。
- 障がい者が地域で安心して生活を営むことができるよう、地域移行支援事業及び地域定着支援事業の利用促進に努め、相談支援事業所と町の協力体制を充実に必要な体制整備等検討していきます。

【地域生活への移行】



第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

(2) 障がい支援区分認定者数の見込

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計	割合
区分1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3	4.76%
区分2	0	0	3	2	2	3	2	1	0	13	20.63%
区分3	0	0	1	4	2	4	2	0	0	13	20.63%
区分4	0	0	1	5	4	4	4	0	0	18	28.57%
区分5	0	0	0	1	1	3	1	1	1	8	12.70%
区分6	0	1	1	1	2	1	1	1	0	8	12.70%
合計	0	1	8	13	12	15	10	3	1	63	
割合	0.00%	1.59%	12.70%	20.63%	19.05%	23.81%	15.87%	4.76%	1.59%		

(令和8年3月31日見込)

※各障がい者の割合を合計した値が100%にならない場合があります。

※現在障害者所持者の3年後の年齢を基に作成した見込であり、令和2年度以降の新規取得等による増加や死亡等による減小については含んでいません。

- 新規利用を含む増減や、状態の変化による区分の変動等の見込の算出が困難であるため、あくまで現状の利用状況のまま3年間が経過した場合の見込であり、3年後の状況を推測する資料としての信頼性は低くはありますが、参考資料として掲載します。

(3) 発達障がい者等に対する支援

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数/年	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	人数/年	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	人数/年	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

- ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等各種研修に関しては鳥取県等の開催する研修の案内周知や町での研修開催についても検討し受講者の確保に努めます。

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築支援

【サービス見込量】

サービス区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	5回	5回	5回
協議の場への関係者の参加者数	人数/年	5人	5人	5人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	人数/年	1人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援	人数/年	0人	1人	0人
精神障害者の共同生活援助	人数/年	1人	1人	1人
精神障害者の自立生活援助	人数/年	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人数/年	0人	0人	0人

【見込量確保のための方策】

- 国の定義としては、「精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと」を「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」としています。その構築にあたって、構築にあたっての協議の場に関する事項と、病院・施設から地域へ生活の場を移行する精神障がい者の目標値をサービス別に設定することとなっています。

本町では、東部圏域単位での協議の場2カ所を活用し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

サービスの見込量については地域移行支援の目標値、1人の地域移行を踏まえ地域移行支援の見込量を設定します。また、地域定着支援については地域移行支援を利用後に利用する前提のサービスですので、上記の1人が地域移行支援利用後に利用することを見込んで目標値を設定します。

自立訓練（生活訓練）についてはこれまでに実績が無く、現状利用の見込が全く立たないため0人の見込とします。

6 地域生活支援事業（及び他事業に移行した事業）の見込量と見込量確保のための方策

（1）地域生活支援事業（及び重層的支援体制整備事業）の概要

国の制度改正に伴い、自治体毎の判断により障がい者総合支援法に基づく地域生活支援事業から社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業へと財源が移行した事業がございますが、実施主体及び根拠法は変更が無い為引き続き本項に記載します。なお、重層的支援体制整備事業へ財源が移行した事業については事業名の後に【重層的】と記載いたします。

①必須事業

I) 相談支援事業

○障害者相談支援事業 【重層的】

障がいのある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を持った専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

○基幹相談支援センター等機能強化事業 【重層的】

障がいのある人やその家族からの総合的な相談対応のほか、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業者間の調整や支援などの役割を担い、地域の中核的な総合相談支援機関となる「基幹相談支援センター」を、令和6年4月より鳥取県東部圏域の岩美町・八頭町・智頭町・若桜町の4町合同で設置します。こちらの基幹相談支援センターでは、下記の機能を担うこととなります。

- ・総合的・専門的な相談支援の実施
- ・地域の相談支援体制の強化の取組
- ・地域移行・地域定着の促進の取組
- ・権利擁護・虐待の防止
- ・鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会の事務局機能
- ・医療的ケア児等支援に関する取組

○地域生活支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、東部圏域の4町合同で「鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会」を設置しています。

【鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会の協議事項】

- 委託相談支援事業者の運営評価に関する事項
- 困難事例への対応のあり方に関する事項
- 地域の障がい福祉関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- 地域の社会資源の開発、改善に関する事項

また、人権擁護の観点から障がいのある人に対する虐待防止へのシステム整備に取り組むことが求められています。このため、地域生活支援協議会等を活用し、虐待防止ネットワークの構築を図るなど、障がいのある人に対する虐待防止に向けた取組を推進します。

II) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が適当と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、申立の際の手続きの支援、申立・後見人報酬の費用負担が困難な場合にその全部または一部を助成し、成年後見制度の利用促進を図ります。

III) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

IV) 意思疎通支援事業

聴覚に障がいを有する方に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図ります。

また、失語症により意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との間に入り、意思疎通の円滑化を図るために活動する失語症者向け意思疎通支援員を派遣する、失語症者向け意思疎通支援事業も実施しています。

V) 手話奉仕員養成研修事業

言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者養成のための研修を東部圏域1市4町合同で行います。

VI) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

VII) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

VIII) 地域活動支援センター機能強化事業 【重層的】

下記の地域活動支援センター基礎的事業に加えて、より機能を強化するための取組を実施します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員を追加配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行います。

○地域活動支援センター基礎的事業

地域活動支援センターの活動の基本となる事業です。創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

②任意事業

IX) 日中一時支援事業

障がいのある人への日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を提供します。

X) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

XI) 点訳・朗読奉仕員養成研修事業

視覚障がいのある人の福祉の増進を図るため、点訳奉仕員及び朗読奉仕員の養成のための研修を行います。

XII) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

(2) 他事業に移行した事業の概要

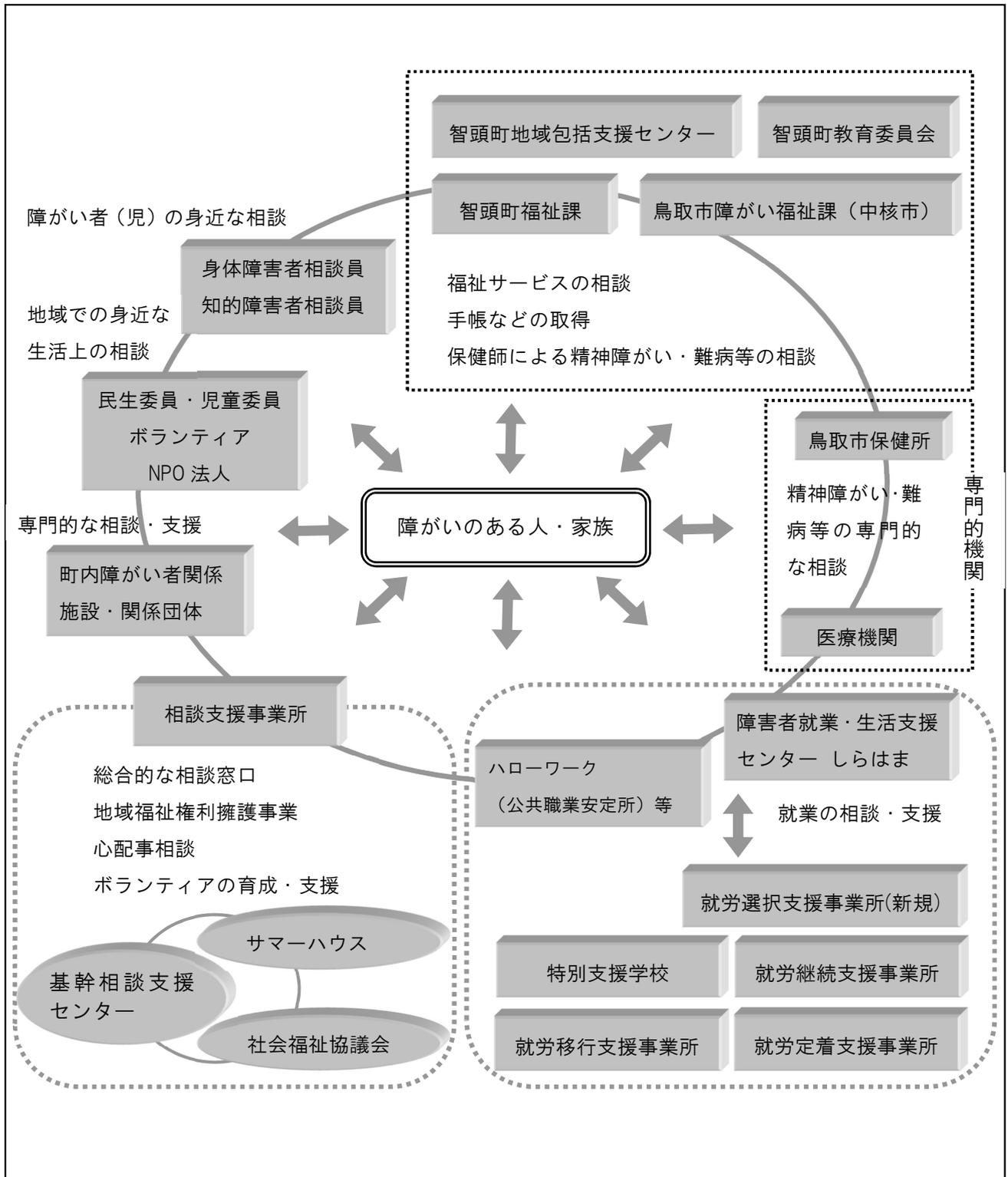
第6期計画までの期間においては障がい福祉分野で実施していましたが、こども家庭庁の創設により地域生活支援事業から他事業に移行し、教育委員会にて実施することとなった事業が以下の事業です。

※事業の実施主体及び根拠法が異なるため、第7期計画以降、障がい福祉計画への記載対象から外します。

○巡回支援専門員整備事業

保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施する専門員を配置し、障害が“気になる”段階から支援につなげる体制を整備します。保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の支援の向上を図ります。

【地域における自立支援ネットワーク イメージ】



第4章 第7期智頭町障がい福祉計画

【サービス見込量】

サービス区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必須事業	相談支援事業				
	障害者相談支援事業	件数/年	700件	700件	700件
	基幹相談支援センター等機能強化事業	—	設置	設置	設置
	地域生活支援協議会	—	設置	設置	設置
	成年後見制度利用支援事業	件数/年	5件	5件	5件
	成年後見制度法人後見支援事業	—	1カ所	1カ所	1カ所
	意思疎通支援事業	件数/年	90件	90件	90件
	手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	1人	1人	1人
	日常生活用具給付等事業	件数/年	45件	45件	45件
	移動支援事業	利用者数/年	3人	3人	3人
		利用時間/年	50時間	50時間	50時間
	地域活動支援センター機能強化事業	—	1カ所	1カ所	1カ所
地域活動支援センター基礎的事業	—	2カ所	2カ所	2カ所	
任意事業	日中一時支援事業	利用者数/年	1人	1人	1人
	訪問入浴サービス事業	利用者数/年	1人	1人	1人
	点訳・朗読奉仕員養成研修事業	受講者数/年	1人	1人	1人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	件数/年	2件	2件	2件

【見込量確保のための方策】

- 新規に開始される事業等があったためこれまでの表示を見直し、一まとめになっていた事業も細分化して表示することにしました。
- 相談支援事業は、障がい種別を問わずに対応するとともに、電話やファクシミリ、電子メール、家庭訪問による相談支援を充実することにより、より身近で利用しやすい相談支援体制を整備します。第6期計画期間中の相談実績は見込量を上回っていましたが、新たに基幹相談支援センターが設置されることで相談先が増え、相談支援事業単体の相談件数は減少することを想定し、見込量は第6期から据え置きとします。
- 基幹相談支援センターの設置により、相談支援のみならず地域の社会資源のネットワークを強化し、東部圏域全体の地域づくりを推進します。
- 地域生活支援協議会において、相談支援事業所や関係機関の一層の連携を図るとともに、地域資源の点検・改善に努めます。
- 成年後見制度は、支援対象者が利用に結びつくために、関係機関と連携し、情報を得ながら利用者の把握を行います。
- 意思疎通支援事業は、鳥取県東部聴覚障がい者センターに委託し、実施しています。聴覚障がい者センターと連携して手話通訳の普及を行うとともに、手話奉仕員・要約筆記者の養成を図るため、町報やホームページ等を通じて参加の促進を行います。利用量が近年増加してきているため第6期を上回る見込量を設定します。
- 日常生活用具給付等事業は、引き続き実施し、今後も利用増を見込むとともに、障がいのある人のニーズを把握しながら、品目や対象者の検討を行い事業の充実を図ります。
- 移動支援事業は、多様な事業者の参入を促進し、必要なサービス量を確保します。

- 鳥取県東部聴覚障がい者センターが運営する、新たな地域活動支援センターが設置され、計2事業所の地域活動支援センターが稼働しています。新たな事業所では人員体制の問題で機能強化事業の実施には至っていないため基礎的事業のみを実施しています。将来的には専門職の配置により機能強化事業の実施を目指します。
- その他の事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら体制を整備します。